

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

熊本県荒尾市

2 地域再生計画の名称

荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流事業

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度～平成 23 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

本市は三池炭鉱の閉山により多大な影響を受け、また平成 13 年度には「産炭地地域振興臨時法」が失効し、人口の流出や地場企業の停滞により地域経済が低迷している。また、一次産業である農業は全国有数の梨の生産地であるが、食の量的・質的变化により伸び悩み、また農地も高齢化による遊休農地の増大で維持保全に支障をきたしている。水産業は平成 12 年のノリ不作に見られる有明海の海域環境の変化により、不安定な経営が続いている。こうした現状を打開するため今、地場資源を生かした新たな産業が求められている。

本市の地域再生の試みは、ウルトラマンランドやグリーンランドを中心とした観光入込客 270 万人の地域ポテンシャルを活かしながら、本市固有の地域資源である全国的に知名度の高い「荒尾梨」（新高という品種は日本一の生産量を誇る）等をはじめとする農産物や、日本一の干潟で生産されたノリなどの水産物の「食」資源、さらには国の伝統工芸品の指定を受けた「小代焼」の文化資源を活用した新産業の試みである。

具体的には「健康」「安心」「安全」をキーワードとして、観光土産品や地域特産品の梨等の農水産物をpos管理システムにより販売する「直売機能」、地元で作られた安心安全の野菜や果物を食材にした「飲食機能」、特産品である梨やノリの加工品の製造開発と地元産の農水産物を使ったスローフードの惣菜づくりを行う「特産品加工開発機能」、訪れる人に安らぎとりフレッシュを与える体験観光農園や地域伝統文化の小代焼とのふれあいができる「交流体験機能」、道路情報、観光情報だけでなく消費者と生産者を結ぶ通販、インターネット販売のネットワーク

システム機能を持つ「双方向情報発信機能」、それらの５つの機能を持つ地域再生拠点を本市が核施設として整備し、観光入込客を顧客ターゲットにしながら、１次２次３次産業との連携によって次のような地場産業の振興を図る。

まず、拠点施設における直売、通販、インターネット販売という顔の見える新たな流通チャンネルの創出や加工、飲食施設の整備により１次産業である農業の分野では、農産物の販路拡大、本市特産品である梨の生産から加工販売までのフードシステムの確立 地元酪農組合による乳製品の開発販売 新鮮・安全・安心のこだわり農産物を生産する担い手農家や高齢、女性労働力を主とする零細農家の生産意欲向上と作付け地の拡大 惣菜、漬物等の農産物加工業や惣菜を活用した高齢者向け配食サービスにおける女性企業家等の進出等を促進する。

水産業の分野では、漁協において主力の海苔の共販が落ち込む中、鮮度や品質において優位にあるクルマエビ等の魚介類や珍しい有明海特産品の新たな共販が促進される。

低迷する２次産業の地場中小企業においては 地元特産品の販路拡大 食品製造業において安心・安全な地元農水産物を使った菓子類、麺類、大豆加工など新たな商品開発 風土を感じさせる観光みやげ品の開発 食品製造業者や異業種交流組織による地域特産品開発プロジェクトの形成等により新たな事業展開を促進する。

次に飲食、交流体験、情報機能等の整備による３次産業である観光との連携では、拠点施設や宿泊施設において、観光客への個性的な観光みやげ品や郷土色豊かな新メニュー料理の提供 伝統工芸品「小代焼」の新たな愛好家による窯元ツアーや窯元での陶芸体験、さらには梨等の農作業体験や干潟体験など新たな観光資源の開発により、レジャーランド中心の点の観光から線、さらには農家民泊、ワーキングホリデーの活用により面への観光の展開を図る。

このように地域再生拠点施設をコア（核）として複合的、多面的な事業展開を行い、農水産業（１次産業）、中小企業（２次産業）、観光（３次産業）が連携、融合する内発型産業（６次産業）を創出し、新たな雇用創造と地域経済の活性化による地域再生を目指す。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本市の地域再生の事業は農水産業、食品加工業、観光サービス業等市内の多種多様な産業が持つ情報、人材、技術などの総合力を結集して、「食」の生産から加工販売までの一環システムや新たな観光資源開発の内発型ビジネスの創出によっ

て、所得、生産額の向上と雇用機会の確保を目指すものである。経済的社会的効果としては、「直売」「飲食」「特産品加工開発」「交流体験」「双方向情報発信」の5つの機能を持つ、地域再生事業のコア（核）施設建設により新たな交流人口54万人が見込まれ、コア（核）施設で雇用44名、総売上9億円（大半が受託販売）の創出（別添）連携する食品製造業、観光レジャー業、小売サービス業等の地場産業では売上増加額9億4,000万円、雇用118名（別添）の経済効果をもたらす。

その他の経済的社会的効果としては、農業分野では新規作物や原材料となる小麦・大豆等の新たな作付による遊休農地の解消、体験交流による自然環境の保全や高齢者、女性労働力の活用による持続的農業の振興が図られる。水産分野においても加工による新たな所得や体験交流等による活性化で担い手の経営安定につながる。

また、市の代表的な特産品である「荒尾梨」を媒体としてのワーキングホリデーや農家民泊、小代焼窯元陶芸体験等の新たな観光資源の開発により、地域住民との交流や文化交流が促進され「地域個性」の創造につながる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
- 10901 地域再生雇用ネットワーク事業の集中化
- 204005 地域再生マネージャー制度の導入等
- 230004 都市と農山漁村の共生・交流に関する施策の連携強化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

本市では関連事業として次のような事業を考えている。

地域再生拠点整備事業

本事業は「直売機能」「飲食機能」「特産品加工開発機能」「交流体験機能」「双方向情報発信機能」の5つの機能を持つ施設をコア（核）施設として整備する事業であり、具体的には特産品マーケット、農水産物加工施設、「小代焼」展示・体験・販売施設、インターネット販売等を行う双方向情報施設、地域食材供給施設、市民農園、体験観光農園を整備するものである。また、この拠点施設は市、JA、商工会議所等が出資する第三セクターを設立し、管理運営を行う。

地域再生サポートセンター推進事業

市、県、ハローワーク、商工会議所等により構成するサポート機関を設置し、食品、観光業等の新規、拡大事業に対する融資、雇用、情報提供等の支援を行

う。

特産品開発プロジェクト推進事業

市、県、企業、大学、研究機関、消費者等で構成する特産品開発プロジェクトチームを設置し、地元農水産物等を使った新商品、新土産品の開発を推進する。

ワーキングホリデー、農家民泊等推進事業

ウルトラマンランド、三井グリーンランド観光の若者をターゲットに労働力不足に悩む梨農家の授粉、摘果作業等の労働力の補完や農家との交流体験を促進する。

8 その他地域再生計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

【 別添 、別添 省略】

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

1 0 4 0 1 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

2 当該支援措置を受けようとする者

荒尾市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

- (1) 実施主体：荒尾市
- (2) 取組が行なわれる場所：荒尾市緑ヶ丘 1 丁目 1 番地 2 号
- (3) 取組の実施期間：平成 16 年度中
- (4) 取組により実現される行為等

目的

現在荒尾市観光物産館は市内近郊の観光案内や地域特産品の展示と斡旋等を行なっているが、近年訪問客や出展業者から販売の要請があり、また地域再生拠点のサテライト店としての機能を発揮するため、地域総合整備事業債の活用で、展示のみという条件が課されているのを転用し、販売も可能なものにし、地域経済の活性化と雇用の創出を図るものである。

効果

既存の地場産品だけでなく、新しく開発された観光みやげ品等の販売事業も行い、販売額 48,000 千円と新たに雇用 1 名が見込まれる。また、市財政事情が困難な中、繰上償還が免ぜられることにより、財政支出の負担が軽減され、地域再生拠点施設整備事業が円滑に推進できる。

荒尾市観光物産館の概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1) 所在地 | 荒尾市緑ヶ丘 1 丁目 1 番地 2 |
| 2) 設置主体 | 荒尾市 |
| 3) 敷地面積 | 1,312.87 m ² |
| 4) 管理運営 | 荒尾市物産振興協議会 |
| 5) 竣工年月日 | 平成 10 年 3 月 31 日 |
| 6) 開館年月日 | 平成 10 年 4 月 25 日 |
| 7) 職員数 | 3 名(従業員 1 名, パート 2 名) |
| 8) 施設の名称 | 荒尾市観光物産館 |

(イ) 建物の種類 鉄筋コンクリート 2 階建

(ロ) 建物の面積 495.84 m²

1 階 296.49 m²

2 階 199.35 m²

(ハ) 施設の内容

[1 階] 観光情報、物産地場製品展示コーナー 124.62 m²

情報交流コーナー 54.50 m²

事務室 28.80 m²

トイレ 34.17 m²

その他 54.40 m²

[2 階] 研修室 1 , 2 119.68 m²

(75.48 m² + 44.20 m²)

和室 (10 畳) 23.50 m²

その他 56.17 m²

9) 事業の概要

- 市内および近郊の観光案内
- 地域特産品の展示と斡旋
- 観光・物産等の情報の収集と提供
- イベントの企画と実施ならびに支援
- 地域交流の場の提供

10) 費用の概要

(1) 制 度 ふるさとづくり事業 (地域総合整備事業債)

(2) 事業年度 平成 7 年度から平成 9 年度まで 3 力年事業

(3) 総事業費 149,895 千円

[事業費内訳]

取得費関係 (用地等) 35,442 千円

建設費関係 109,200 千円

その他 5,253 千円

11) 財源内訳

地方債 (地域総合整備事業債) 57,900 千円

産炭地域振興センター助成金 4,200 千円

熊本県地域振興総合補助金 30,000 千円

一般財源 57,795 千円

12) 年間入込客数 68,500 人

当該施設建設に関わる地方債の償還内容

地域総合整備事業債 (縁故資金の銀行等縁故) 57,900 千円は平成 10 年度から償還し、平成 20 年度で返済する計画であるが現在、残額は元金 22,524 千円、利子 839 千円、合計 23,363 千円になっている。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

1 0 9 0 1 地域再生雇用ネットワーク事業の集中化

2 当該支援措置を受けようとする者

荒尾市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施主体 : 荒尾市

(2) 取組が行なわれる場所 : 荒尾市全域

(3) 取組の実施期間 : 平成 17 年度～平成 19 年度

(4) 取組により実施される行為等

本市の雇用情勢は、平成 15 年度の有効求人倍率 (H15.4～H16.2) を見ると平均 0.33 倍で全国 0.68 倍、熊本県 0.51 倍と比較してもかなりの低水準で推移している。本市における地域再生事業はこのような状況を打開するため、観光入込客 270 万人の地域ポテンシャルの活用を主眼に、新たな顧客をターゲットにした、「食」を中心とした地場産業の新たな流通チャンネルと新たな商品開発等により新産業を創出し、雇用拡大を図るものであるが、雇用については「直売機能」「飲食機能」「特産品加工開発機能」「交流体験機能」「双方向情報発信機能」の 5 つの機能を持ったコア (核) 施設の平成 19 年創業に関わる雇用対策と関連する食品製造業の新技术の習得や地場技術の向上さらには新商品開発と生産・販売力強化に伴う新たな人材の確保と人材育成、また新分野の創業に伴う有能な人材の確保対策が必要となってくる。そのため地域再生事業をより確実なものとするため地域再生雇用ネットワーク事業の平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 ヶ年にわたる集中かつ総合的な支援を求めるものである。

支援ネットワーク事業の活用内容については

ワンストップ窓口の活用

ワンストップ窓口では地域再生拠点施設及び関連事業体の雇用・労働問題や地域再生雇用支援ネットワーク事業の効果的活用

について相談を行う。

地域再生雇用支援連絡会議の開催

荒尾市、特産品開発プロジェクトチーム等で構成する地域再生雇用支援連絡会議を必要に応じて開催し、食品産業事業体や観光サービス業における求人ニーズへの対応や地域再生拠点施設の運営主体である事業体の即戦力となる人材獲得についての情報や意見の交換を行う。

地域再生のための就職支援の実施

地域再生雇用支援連絡会議で把握された地域再生拠点施設の運営主体となる事業体が必要としている総合的マネジメントができる有能な人材、経理・情報・販売等の専門的なキャリアを持つ中核的人材等の管理選考会や地場食品産業事業体が必要とする加工・調理・技術者や「食」の分野の事業拡大に伴う人材、観光サービス業におけるコーディネーター等の優秀な人材の合同面接会等を行う。

以上のような雇用支援を受けることによって地場企業における人材の育成と拠点施設では44名、関連事業体で118名の雇用創出を実現するものである。

別紙 3

1 支援措置の番号及び名称

204005 地域再生マネージャー制度の導入等

2 当該支援措置を受けようとする者

荒尾市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする 取組の内容

- (1) 実施主体 : 荒尾市
- (2) 取組が行なわれる場所 : 荒尾市全域
- (3) 取組の実施期間 : 平成 16 年度
- (4) 取組により実施される行為等

本市における地域再生事業は地場中小企業・農漁業・観光業が連携した新産業創出事業であり、ハード事業を実施する前に実務的、実践的ノウハウを有するマネージャーにより次の事項についてマネジメントを行い、円滑的かつ効果的に事業を推進していくこととする。

- 地場中小企業—農漁業—観光業の連携システム
- マーケティング
- 事業収支計画、適正事業規模、商品計画。CI
- ハード施設の基本計画（配置計画、ゾーニング、平面計画、立面計画、基本デザイン）
- 事業管理運営計画
- 事業目標達成プログラム

別紙 4

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 4 都市と農山漁村の共生・交流に関する施策の連携強化

2 当該支援措置を受けようとする者

荒尾市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする 取組の内容

(1) 実施主体 : 荒尾市

(2) 取組が行なわれる場所 : 荒尾市全域

(3) 取組の実施期間 : 平成 17 年度 ~ 平成 23 年度

(4) 取組により実施される行為等

都市住民の農山漁村に対する関心の高まりを背景に本市地域再生事業は、農漁業ふれあい体験、地元農水産物等の特産品マーケット、道の駅、市民農園、地域食材の供給施設、インターネット等を活用した情報発信等の機能を備えたコア（核）施設を中心に関連する農水産業、地場中小企業、観光業と連携した新たな産業を創出するものであるが、その効果的推進を図るための各省庁の関連施策に関する情報を活用する。

- 1 . 農水産物の直売加工施設、都市住民との交流施設、地域食材供給施設、道の駅、情報双方向施設、伝統工芸品展示体験販売施設等の整備・運営を行う上で各省庁の総合的な支援施策や優良事例の情報を活用して、都市住民が求める施設を最小の費用で最大の効果があげられるよう整備する。
- 2 . 道の駅のネットワーク化についての情報を活用し、類似の道の駅に相互にプラスになる連携を図っていく。
- 3 . 伝統工芸品の振興に関する支援施策情報を活用し、「小代焼」の産地形成と後継者育成に努める。
- 4 . 都市農村の交流効果によって新たな業態の事業が創業した事例の情報を活用し、新規創業の推進を図る。

- 5 . 子ども達の自然体験、農業体験の事例情報を活用し、新たな観光資源の開発を図る